

令和4年度外部評価 事業評価シート

No	7	事業名	交通安全広報活動推進事業
所属	市民生活部市民安全課市民安全係	事業開始年度	令和3年度
事業内容	自転車乗車用ヘルメット購入費補助		
目的	自転車を利用する幼児及び児童生徒等及び高齢者のヘルメット着用を促進し、自転車の転倒事故の際の頭部負傷を軽減させることを目的とする		
根拠法令等	安城市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱		
総合計画	5Kの分類:環境(5生活安全 暮らしの安全対策の推進)		
関連するSDGsゴール	3(すべての人に健康と福祉を)、16(平和と公正をすべての人に)		
関連事業			

別紙 2

【事業費】

年間事業費等の推移	No	区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度
			① 事業費(決算額) (千円)		
事業費内訳	補助金			4,167	
	人件費			2,011	
	人件費(従事職員数×6,300千円 令和3年度からは6,600千円)			4,620	
財源内訳	②	従事職員数 (人)			0.70
	③ 総事業費(①+②) (千円)			10,798	
	一般財源 (千円)			9,309	
	特定財源() (千円)			1,489	
		財源合計 (千円)			10,798

【活動指標】

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (目標)	令和5年度 (目標)
補助金を利用したヘルメット購入者数	2,190人 (0-6歳 499人 7-18歳1,131人 65歳以上560人)	2,500人	4,900人

【成果指標】

	令和3年度 (実績)	令和4年度 (目標)	令和5年度 (目標)
自転車の交通事故による死傷者数 (下段 うち死者数)	105人 (0人)	100人 (0人)	95人 (0人)

【課題】

課題	<p>活動実績・事業成果等を踏まえて記入</p> <p>広報誌やホームページへの事業内容の掲載や小中学校、幼稚園・保育園、町内会や老人会等へチラシ配布を実施し、令和3年度の実績は2,190人となりました。 (予算執行率:83.34%)</p> <p>自転車乗車時のヘルメット着用は愛知県条例の施行に伴い、努力義務となっています。すべての世代でヘルメットを着用していく必要があるにもかかわらず、なかなか浸透していません。全年齢で補助していくことで、自転車乗車時のヘルメット着用を促進していく必要があります。</p>
----	--

【論点】

外部評価での論点	<p>愛知県により令和3年4月1日に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、10月1日にはヘルメットの着用が努力義務となりました。条例施行にともない、本市でもヘルメット購入の補助事業を実施していますが、18歳以下の子どもと65歳以上の高齢者のみを補助対象としています。一方で、近隣の豊田市やみよし市は全年齢を補助対象としており、自転車用ヘルメットの普及に努めています。全年齢で補助の対象とすることを始めとして、今後の事業のあり方について、ご意見を伺いたいと考えています。</p>
----------	--

【実施状況】

活動実績	令和3年度	<p>愛知県では、令和3年4月1日に「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、10月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。安城市では、令和3年度より、交通事故による頭部損傷の軽減を図るため、安全認証を満たした自転車乗車用ヘルメットの購入費用の一部を補助することといたしました。</p> <p><安城市:自転車ヘルメット購入費補助金></p> <p>(1)補助対象者の年齢要件 市内在住の令和3年度末時点で満年齢が18歳以下及び65歳以上の人</p> <p>(2)補助額 自転車乗車用ヘルメット1個当たりの購入費用の2分の1(上限2,000円)</p> <p>(3)令和3年度の実績 補助人数2,190人 補助額4,167,210円(含県補助金1,489,640円) 予算 5,000,000円 予算執行率 83.34%</p> <p><参考:愛知県のヘルメット購入を補助するための制度></p> <p>(1)補助対象者の年齢条件 ・住所が県内であり、令和4年度末時点で満7歳以上満18歳以下である児童生徒等 ・住所が県内であり、令和4年度末時点で満65歳以上である高齢者</p> <p>※自転車の交通事故件数の推移(件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年齢</th> <th>令和元年度</th> <th>令和2年度</th> <th>令和3年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども(0~15歳)</td> <td>25</td> <td>22</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>若者(16~24歳)</td> <td>44</td> <td>33</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>成人(25~64歳)</td> <td>53</td> <td>51</td> <td>52</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳~)</td> <td>29</td> <td>15</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>151</td> <td>121</td> <td>105</td> </tr> </tbody> </table>	年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度	子ども(0~15歳)	25	22	19	若者(16~24歳)	44	33	22	成人(25~64歳)	53	51	52	高齢者(65歳~)	29	15	12	合計	151	121	105
		年齢	令和元年度	令和2年度	令和3年度																					
子ども(0~15歳)	25	22	19																							
若者(16~24歳)	44	33	22																							
成人(25~64歳)	53	51	52																							
高齢者(65歳~)	29	15	12																							
合計	151	121	105																							
改善取組 (これまでの改善内容)	<p>自転車マナー指導(中学生や高校生の通学時に実施)34回(令和3年度) 交通安全教室(幼保、小学生、中学生、高齢者対象) やキャンペーン56回(令和3年度)</p>																									

令和4年度外部評価 事業評価シート

【参考比較】

<p>経年の状況等</p>	<p>市と警察が連携して、自転車乗車時のマナー指導を令和元年度より実施しています。方法としては、中高生の通学時に並列走行や一時停止無視などを指導するものです。下校時には庁車で巡回し、自転車運転の注意放送を行い、自転車運転の安全走行の啓発を行っています。 また、交通安全教室や交通安全講話を通じて交通マナーの向上に取り組んでいます。</p>
<p>他市の 実施状況等</p>	<ul style="list-style-type: none">・愛知県にて、「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」施行 施行日：令和3年4月1日 ※ヘルメット着用及び自転車損害賠償保険等の加入は令和3年10月1日施行・県内の実施自治体数：50市町（個人補助：49市町、事業者補助：1市（豊橋市））・県内の未実施自治体数：4町村（南知多町、設楽町、東栄町、豊根村）・全年齢対象：7市町（豊橋市、一宮市、豊田市、小牧市、みよし市、東浦町、美浜町）・購入店舗の限定： 指定なし：39市町 指定あり：11市町 （豊橋市、一宮市、春日井市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、小牧市、稲沢市、大府市、清須市、あま市）